

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

相続と消費税

Q : 先日、個人事業者であった父が亡くなりましたが、消費税の手続きはどのようにしたらいいですか？父は簡易課税を選択していました。

A : 被相続人の準確定申告及び相続人の届出などに注意してください。

【解説】

① 準確定申告

課税事業者である被相続人が死亡した場合、相続人は、その年1月1日から死亡した日までの期間分の申告(準確定申告)を死亡日の翌日から4ヶ月以内に提出しなければなりません。

② 個人事業者の死亡届出書

課税事業者である被相続人が死亡した場合、相続人は、個人事業者の死亡届出書を提出しなければなりません。

③ 簡易課税選択届出書の提出

免税事業者である相続人が、課税事業者である被相続人の事業を承継したときは、相続開始の翌日からその年末までの分については消費税の課税事業者となります。ただし、届出書の効力は、相続人には引き継がれませんので、相続人が簡易課税を選択しようとする場合には、簡易課税選択届出書を提出しなければなりません。なお、この場合には、年の中途から課税事業者となる相続人については、届出書を提出した年から簡易課税の適用を受けることができます。

